

(株) 塩見ホールディングスの上場廃止理由について

平成23年10月7日
株式会社大阪証券取引所

(株) 塩見ホールディングス（以下、「同社」という。）は、平成23年7月29日、公認会計士によって「意見の表明をしない」旨が記載された監査報告書を添付した有価証券報告書を提出しました。

同社の財務諸表等に添付される監査報告書において、「意見の表明をしない」旨が記載されたことから、同社株式を監理銘柄（審査中）に指定し、上場廃止審査を行ってまいりましたが、今般、以下の理由により同社株式を上場廃止とすることが必要かつ適切との判断に至りました。

同社は、上場廃止基準（有価証券報告書の提出遅延）の提出期限（法定提出期限の経過後1か月以内）の最終営業日（7月29日）に「意見の表明をしない」旨記載された監査報告書を添付した有価証券報告書を提出しました。これは、同社が、債務超過に至る会計処理の訂正に応じないため会計監査人から不適正意見を付されることが予想されたことから、これを回避する目的をもって、監査意見の形成に際し必要である「経営者確認書」を自ら提出しなかったことにより、会計監査人が財務諸表等に対する意見を形成するに足る合理的な基礎を得ることができなかつたことに起因します。

会計監査人による適正意見が付された監査報告書が添付された有価証券報告書を開示し、適正な財務情報を提供することは、上場会社の基本的責務であり、投資者の投資判断において極めて重要な意義を有しています。ところが、同社は、有価証券報告書の提出を遅延したうえに、経営者確認書を提出せず、意見不表明の監査報告書が提出される事態を招きました。このように、投資者に対して適時に適切な財務情報を提供せず、長期間財務情報を不確実な状況に置いた責任は重大です。

その後更に、平成24年3月期第1四半期報告書の提出及び過年度決算訂正を内容とする訂正報告書の提出が遅延する等したことにより、財務情報に係る会計監査人の意見が表明されない状況が2か月半にわたり継続されたことは、決して看過されるべきではありません。

よって、今般同社が「意見の表明をしない」旨記載した監査報告書を添付した有価証券報告書を提出したことの影響は重大であると認められます。

以上の理由により、今般、同社株式の上場廃止を決定するものです。

以 上